

受理第30-5号

陳 情 書 等

件 名

(仮称) 新宇治公民館設置についての陳情

(仮称) 新宇治公民館設置についての陳情

2020年の東京五輪・パラリンピックはスポーツの祭典です。国は、スポーツの世界にとどまらず、五輪憲章において「文化プログラム」の企画を求めるとし、日本の伝統芸能からアニメ、和食に至るまでの多彩な文化を発信する機会としています。また、20年までを文化政策推進重点期間と位置づけ「文化芸術立国」の実現を目指し、地域の文化芸術活動の支援、芸術団体の力の結集、併せて文化芸術活動を担う人材の育成等が大きな視点とされています。

京都においても、文化庁の京都移転は「地方に対する文化の普及」とされ地方・地域の文化活動の目配りが重要とされています。

こうした国の文化推進の社会的状況の中、宇治公民館並びに宇治市民会館は、平成30年3月末で閉館されました。

宇治市の市民の集う場所として、公民館活動の中心として、また中宇治地域の身近な交流場所として、長年に亘り市民が親しんだ会館でありました。

閉館以降、公民館活動のサークル等は主に中央公民館を始め、その会の近隣の公共の場所に活動の場所を移動しました。しかし、中央公民館は稼働率80%越え、身近な公共の場所といえども夜間の利用には制限があります。また、不定期に利用していた団体は日程と会館の利用時間や使用料で苦勞・苦心の連続であります。

長年宇治公民館で開催していましたが、宇治市民絵画展、写真展、生け花展は平成30年度は開催目途があるものの次年度の開催には、利用会館の使用規定で開催日程が取れず、以降は開催の危機にあります。

そして、中宇治地域の諸活動も厳しい制限での活動となっています。

市民文化や市民の交流の場としての、宇治市民会館・宇治公民館が果たしてきたものは計り切れません。

よって、(仮称) 新宇治公民館の早急な設置を強く望み、陳情致します。

平成30年9月7日

宇治市議会議長

坂下 弘親 様

陳情者 宇治市芸術文化協会 (53団体) 会長 野上 清一